

1. 組織名

一般社団法人 日本電機工業会

2. 提出意見①

該当する交渉分野

物品市場アクセス

意見

(1) TPP参加国について下記の理由から関税削減・撤廃を頂きたい。
関税率の詳細については、別添資料「TPP関係諸国の関税率」を参照ください。

【関税削減・撤廃を要望する理由】

①米国

米韓FTAではほぼ0%になっており、米EU-FTAでも交渉するものと思われ、競争上極めて不利になる。

②カナダ、メキシコ

NAFTA諸国に比べ、競争力が低下する。

③豪州、NZ、チリ、ペルー

日本の輸入関税は0であるのに対し不公平。

④マレーシア、ベトナム、ブルネイ

日本の輸入関税は0であるのに対し不公平。ASEAN域内のFTAに比べ競争上不利。

(2) 輸出品目としては、個々の製品として輸出しても、最終製品(システム製品)の部品

として扱われることが考えられる。システム製品の関税率が、それを構成する各製品の関税率より高い場合は、想定以上の関税率が課されることが考えられる。

このようなケースが発生すると輸出手続きに、支障をきたすこととなる。

例) 蒸気タービンと発電機を個別の契約で個々の製品として輸出し、輸出先が組立て、発電システム(最終製品)とするケース。

提出意見②

該当する交渉分野

原産地規則(1/2)

意見

(1) 国毎に適用される関税基準が異なり、業種によっては対応が困難な場合があるため、関税基準は、関税分類番号変更基準、付加価値基準、加工工程基準の選択制の採用を要望する。

(2) 原産地規則を、企業の規模や体制、能力により一つの方法に限定するのは全体最適にはならないため、欧州と同様に、認定輸出者自己証明制度と第三者証明制度の併用を要望する。

(3) 原産地証明の累積におけるルールが国毎に異なり、円滑な企業活動を妨げる場合があるため、締結国間での完全累積を認めるルールの整備を要望する。
(日本製部品を使用した域内の最終製品が、域内原産と認められ、特惠関税の対象となるようにする)

提出意見②続き

該当する交渉分野

原産地規則(2/2)

意見

- (4) 商品は輸出国から輸入国に直送される場合でも、商流は第三国の企業(複数の場合あり)を経由することがある。そのような場合、原産地証明書上の価格記載要件等により、スムーズなFTA活用が困難になっている。証明制度に関わらず、輸出国、輸入国以外の国を経由する商流でのFTA活用を完全に認めるとともに、ビジネスの実態に即したスムーズな活用が可能となるようにする。
- (5) 原産地証明書上に記載された工場出荷価格が、輸入者に分かるとビジネスに支障をきたす場合がある。第三者証明制度における原産地証明書への価格記載要件の撤廃を要望する。
- (6) 第三国を経由する商流で、インボイス上にしか宣誓が認められない場合、自己証明制度でのFTA活用ができない。認定輸出者自己証明制度において、インボイス以外のパッキングリスト等での証明を認める。
- (7) 輸出国の原産地証明書発給機関と、輸入国税関でHSコードや記載要件への考え方が異なる場合、FTAの活用ができない。HSコード等輸出時の事前教示制度を設けるとともに、輸出国と輸入国で指示に相違がある場合には、輸出国発給機関が輸入国税関の主張する内容で原産地証明書を発給することをルール化する。

【参考】TPP交渉における交渉分野

| | | | | | | |
|--------------|-------|------------|------------------|-------------------|--------------|-------------|
| 物品市場 アクセス | 原産地規則 | 貿易円滑化 | SPS(衛生植 物検疫) | TBT(貿易の 技術的障壁) | 貿易救済 | 政府調達 |
| 知的財産 | 競争政策 | 越境サービ ス | 商用関係者 の移動 | 金融サービ ス | 電気通信 サービス | 電子商取引 |
| 投資 | 環境 | 労働 | 制度的事項 (法律的事項) | 紛争解決 | 協力 | 分野横断的 事項 |

※ 2つ以上意見を提出される場合は、「提出意見」の行をコピーの上、行を追加願います。

提出意見③

該当する交渉分野

貿易円滑化（1/2）

意見

1. オーストラリア

- (1) 政府の各種認可(※)の取得が義務付けられている製品について、認可取得に6週間以上かかる等、政府の対応が遅い。(※安全性等の政府認可が必須である製品や、市場適合性証明等の市場参入の観点から政府認可の取得が必要な製品等)各種認可手続きを一定期間内に終了することを要望する。
- (2) 港湾業務は、基本的に2社(Partrics社・P&O社)独占状態である為サービス改善・コスト削減のための企業間競争が発生しない。当該2社の収益が高すぎる点を豪政府も問題視している。港湾関連コストの低減を要望する。
- (3) 国内輸送は、鉄道輸送は荷扱いが遅いため、Toll/IPEC社が提供する全国ネットの宅配サービスが主要な国内輸送手段であるが、事実上の1社独占となっている。健全な競争が生まれず。鉄道輸送の改革を要望する。現状、鉄道輸送が遅いのは各州によってレール幅が異なるため、貨物を積み直さなければならないためである。共通のレールによる鉄道輸送が可能となるよう、各州に訴えて頂きたい。

2. メキシコ

- (1) 本年1月、これまで通関円滑化の恩典を与えてきた認定企業制度に替えて、物流の安全性とコンプライアンスをより重視した新認定企業スキーム(NEEC)が施行された。既存認定企業が従来の恩典を維持するためにはNEEC認定を受ける必要がある。しかし、NEEC認定のためには、税務、通関、物流セキュリティの三つの側面でコンプライアンスの徹底について認証を受けねばならない。しかし、その審査においては、サプライチェーンにおける安全対策、関連施設の安全性、取引企業の安全性、情報・書類の安全性等、過重な基準を満たすことが求められる。さらに、現行認定の有効期限までにNEEC認定を取得せねばならないため、恩典を受けられない期間が生ずる恐れがある。2013年6月現在も昨年6月に提出した申請書類の審査が継続中である。(ただし、2/14付けで国税庁による適格判定あり。)この間、従来の認定の恩典の延長措置を受けているが、法的に不安定な状況にある。次の事項を要望する。
 - ・NEEC認定における審査基準の簡素化(審査項目の削減)
 - ・現行認定の有効期限の延長
- (2) 現地での輸入通関に際し、他国と比べて要求を受ける書類・写真・梱包要領等が多岐に亘ることが多い。他国並みに殆ど特別な要求がないこともあれば、非常に煩雑な要求を受けることもある。通関手続き要件の標準化、明確化、単純化、迅速化を要望する。

提出意見③続き

該当する交渉分野

貿易円滑化（2/2）

意見

3. ベトナム

- (1) 輸入通関時の品質検査で時間がかかっている他、輸入手続きに必要な書類も非常に多く、確認作業が異常に長い。(1か月を超すケースも散見される。) 通関手続きの迅速化(TPPによる通関ルールの統一)を要望する。
- (2) 通関時に求められる書類が多岐に渡り、手続きも遅い。担当官や税関毎に、提出を求められる書類や解釈が異なることもある。通関の手続きの煩雑性、恣意性を是正し、迅速な通関を実現すべき。輸出入・港湾手続きのペーパーレス化・電子化を進めるべき。
- (3) EPC(設計・調達・建設)案件において、外国業者がベトナムで建設工事を行う場合、ライセンスをプロジェクト毎に取得する必要があるが、プロジェクト開始前に下請業者を決定しておく必要があり、また下請業者を建設省から指定される場合もある。ライセンス取得要件に下請け業者の決定は除外して欲しい。下請け業者の選択を自由にして欲しい。
- (4) 中古設備を輸出する際、対象国向けには日本海事検定協会や対象国指定の機関による船積み前の設備動作、ラインとしての稼働検査やデータ提出により設備認定を取得し、その証明書を船積み前に対象国へ提出しなければならない。少なくとも対象国向け設備またはラインの中古の輸出の最終需要者が、Shipperの法人、或いはグループ企業等の関係である場合は、輸入審査時の証明書義務からは排除願いたい。例えば、日本国内にある設備またはラインを、海外(対象国)向けに輸出する場合に中古検定を受ける為には、新たに設備を組み上げ、改めてin-line化してデータ取りを行う等、費用や時間が、日本国内企業にとっては大きな負担となる。少なくとも自社向け設備の輸出からは中古検定のしほりを外すよう交渉願いたい。(今後TPP参加国が増えた場合、特に中国、ASEAN関係国が加わる場合は、設備、プラント輸出先として物量が大きい為、当該中古検定に関係する国が増える可能性もあり、制度統一されるメリットは大きい)

4. マレーシア

ベトナム(4)と同様の問題あり。

5. シンガポール

- (1) 規制品目を輸入したり、輸出したり、廃棄したりする際に必要な手続きが複雑で許認可に時間がかかる。承認手続き全般を迅速化するための手順の見直し、更なる合理化を要望する。

6. 全TPP参加

- (1) AEO制度がグローバルに統一されず、煩雑になっている。AEO事業者の通関手続き等の簡素化及び緩和措置拡大、日本のAEO制度と各国との相互承認の推進、多国間での枠組みのもとでのAEO制度の国際的な統一(APEC等におけるAEO構築支援の推進、APECの多国間の相互承認制度の早期構築、可能な国から先行実施)を要望する。
- (2) 通関業務に係る窓口が複数存在する場合があります、手続きが煩雑になっている。利便性の高い真のシングル・ウィンドウの構築を要望する。

提出意見④

該当する交渉分野

貿易円滑化 又は SPS(衛生植物検疫)

意見

1. 米国・カナダ

(1) 輸出相手国によっては輸出貨物を梱包する木製梱包材(合板等除く)の燻蒸や化学処理が要求される。これら規定は各国で様々であり、証明書発行に至るプロセス、費用等様々であり、今後各国の制度が変わる場合は輸出業者の負担が増加する。各国共通の処理に関する標準化を願いたい。(今後TPP参加国が増えた場合、特に中国、ASEAN関係国が加わる場合は、設備、プラント輸出先として物量が多い為、規定等共通化するメリットは大きい)

提出意見⑤

該当する交渉分野

貿易円滑化(ビジネス円滑化) 又は 投資

意見

1. マレーシア

(1) LMW(Licensed Manufacturing Warehouses)認定工場は従来、ローカルサプライヤーが原材料や部材を輸入して加工後の製品を調達する場合は、サプライヤーからMIDA(マレーシア投資開発庁)へその旨を申請し、それを証明することで免税措置が受けられていたが、2012年度になってMITI(国際貿易産業省)より連絡があり、当該取引は免税措置を適用しない事例があった。従来の状態に戻して頂き、LMWの免税措置運用の改善を要望する。

提出意見⑥

該当する交渉分野

貿易円滑化(貿易管理)

意見

同じワッセナー等のリストを使いつつ、微妙に適用方法や適用時期が国毎に異なる。よって国境を越えるたびに新たな該非判定情報が必要となるというのが非常に負担である。国をまたがる、ワッセナー基準での該非判定情報の整備(例えば、CISTECのグローバル版)を要望する。

提出意見⑦

該当する交渉分野

TBT(貿易の技術的障害)

意見

1. オーストラリア

- (1) 各種免許取得に関し、州毎に多くの異なる法律がある為、ある州で取得した免許が他の州で認められない場合がある。例えば、隣り合うクイーンランド州とニューサウスウェールズ州では、電気関係の免許に関する法律が異なるため、州境で電機機器のサービスを行うには両方の州の免許取得が、必要で取得費用が2倍になる。各種免許の国内統一を要望する。
- (2) 政府の各種認可(安全性等の政府認可が必須である製品や、市場適合性等の市場参入の観点から政府認可が必要な製品等)の取得が義務付けられている製品について、認可取得に6週間以上かかる等政府の対応が遅い。製品認可取得に要する時間を短縮すべき。オンライン認証サービスが開始しているが、処理するスタッフが少なく、増員すべき。

2. ベトナム

- (1) 家電製品を対象としたベトナムの省エネルギーラベル制度の義務化が、2013年1月からスタート予定であったが、①ベトナム内の認定試験所の試験能力が申請数に対して不足、②認定基準がハイレベルすぎて対応困難、③運用方法が不明確等の理由で販売が厳しい状況になった。2012年11月にベトナムのホーチミン日本商工会(JBAH)と日系五社が協同し、6ヶ月間の猶予延長をベトナム商工省(MOIT: Ministry of Industry and Trade)に要望した結果、施行が半年~1年間延期となったが、今後の方針がまだ明確になっていない。早急に実現可能な制度と基準を策定し(日本も協力体制を引いているので)、早く公正な形で関係各社に周知願いたい。
- (2) 政府は、家庭、オフィスのエネルギー消費機器、商業、運輸分野の規制義務エネルギーラベルを交付したが、ガイダンスではアプリケーションラベルに必要とされる製品の簡単なリストのタイムラインのみを提示。製品のラベルの標準的なフォーマット、デザイン、製品のラベルの表示位置については規制(これはパッケージ上または製品上であるかどうか)がない。エネルギーラベルのフォーマット、デザイン、製品への表示位置を標準化し、規則に明示すべきである。

3. 全TPP参加国

- (1) 世界各国でスマートグリッドやEV等、省エネルギーにつながる社会インフラに関する規格が各国で乱立気味、あるいは未整備。スマートグリッドのコンセプトモデルや、評価基準(環境性、経済性、安定性等)について、わが国企業の技術の優位性を活かした規格・基準の導入を図ることができれば、日本が優位を持つ技術がTPP諸国への輸出にあたって高い評価を得ることができるため、TPP諸国におけるスマートグリッド関連インフラの輸出が促進される。

提出意見⑧

該当する交渉分野

貿易救済(セーフガード等)

意見

1. マレーシア

- (1) マレーシアの鉄鋼の輸入関税は主なもので25%である。現在、MIDA(マレーシア投資開発庁)に申請して免税措置を受けているが、この免税措置は毎年申請が必要で、許可が得られるかどうかは当局次第で保証がない状況である。鉄鋼輸入時の免税措置が廃止された場合、ローカル鉄鋼メーカーからのNOL(ノン・オブジェクション・レター:地場鉄鋼メーカーから製品輸入の了承する証明)を取得することは事実上困難であり、日本の鉄鋼を輸入して現地生産しているメーカーにとっては実施されれば、大きな影響がある。現地で生産するために使用される鉄鋼の輸入に際しては25%の関税を撤廃して欲しい。

提出意見⑨

該当する交渉分野

政府調達

意見

1. 米国

- (1) 鉄道用車両用電機品に関し、Buy American法に加え、客先より、ニューヨーク州内から一定割合の機器を調達するよう要求される場合がある。ニューヨーク周辺では今後も地下鉄建設が計画されており、受注拡大の障壁となるために、規制緩和を希望。受注拡大のため、規制緩和・撤廃を希望する。

2. カナダ

- (1) 鉄道用車両用電機品に関し、Buy Canada法により、一定の割合の機器をカナダ国内で調達する義務有り。今後カナダ市場での受注拡大を狙っており、受注拡大の障壁となる。受注拡大のため、規制緩和・撤廃を希望する。

3. マレーシア

- (1) 外資規制に関連し、マレーシア政府関係への商品納入の際に政府は慣例からブミプトラ企業(マレー系マレーシア企業)からの納入のみに制限しており、外資がマジョリティーを持つ企業は商品納入企業に参入出来ない。政府調達に絡む外資規制の撤廃を要望する。
- (2) 日マレーシアEPAには、政府調達の規律が設けられていない。政府調達市場の開放を推進すべき。
- (3) 政府系、国営企業向けの発電プラント建設工事の競争入札において、一定比率のマレーシア国内品調達が要求されている(もしくはこのマレーシア国内品調達比率を最大化するように要求されている)。条件緩和を望む。
- (4) ブミプトラ政策(マレー人優遇政策)により、鉄道案件で契約金額の30%以上をブミプトラ企業に発注することが義務付けられており、その対応能力とは別にブミプトラ企業を採用せざるを得ない可能性があった。同政策の撤廃または緩和を望む。

4. ベトナム

- (1) 日越EPAにおいては、政府調達に関する諸原則はビジネス環境整備の一環と位置付けられ、政府調達に関する措置の透明性の増進およびその公正かつ効果的な方法での実施について努力義務が規定されるにとどまる。政府調達市場の開放を推進すべき。

提出意見⑩

該当する交渉分野

知的財産

意見

1. マレーシア、ベトナム、チリ、ブルネイ、ペルー等

(1) 知的財産の保護が不十分であり、商標を模倣した製品やコピー商品が出回っている場合が多い。模倣品・海賊版の流通防止と権利保護等を規定するACTAの（偽造品の取引の防止に関する協定）交渉参加国ではなく、ACTA水準の権利保護が期待できない。模倣品・海賊版の取締りを強化すべく、少なくともACTAの水準の規定をTPPに盛り込むべき。

2. ペルー

(1) 模倣品対策としての行政機関の対応力、ノウハウの蓄積・拡充が必要である。

3. メキシコ

(1) 権利化ニーズが高まる新興国において、件数等の統計情報や出願データベース（DB）の整備が不十分のため、正確な他社特許リスクを把握できない。先進国特許庁との連携協力を進め、早期DBの整備を進めて頂きたい。

(2) 各国における法整備は進んできている状況ではあるが、経済成長により、内外ともに特許出願数は増加し、審査の遅延及び審査の質（担当者によるバラツキ、レベルの差）は課題となっている。出願人にとっても安定した知的財産保護の取組みに影響が生じる状況がある。特許審査ハイウェイやASEAN特許審査協力（ASPEC）等、各国間協力を進めるとともに、利用促進を促し、審査滞貨の解消と、審査官への教育も進めて頂きたい。

提出意見⑪

該当する交渉分野

サービス

意見

1. シンガポール

(1) 家族帯同時、配偶者のビザ申請に卒業証明書が求められることがある。帯同家族のビザなので、本人ビザをもとにビザ発給してほしい。企業人の帯同者の移動に関するビザ申請の簡素化を要望する。

2. ベトナム

(1) リース事業は外資に開放されておらず、高級機種の販売が難しい。リース業に対する外資規制の撤廃を要望する。

(2) 外貨収入のない企業はベトナム国内での外貨借入れができない。このため企業活動に支障をきたしている。外貨管理規則に関する国際ルールを作り、こうした規制が行われないことを望む。あるいは外資系金融機関からの借入れを制限しないルールや、送金の自由の保障が必要。

(3) インターネット通信技術（ICT）基盤の向上はオペレーションの高度化には不可欠。ビジネス利用に耐えうるブロードバンド環境の構築を要望する。

3. チリ

(1) チリ企業はチリ国内の銀行としか為替先物予約の締結が不可。外貨管理規制の緩和を要望する。

提出意見⑫

該当する交渉分野

投資 (1/2)

意見

1. オーストラリア

(1) 外資が参入する際に外国投資委員会の認可が必要となるが、審査に時間を要している。投資認可を迅速化させるべき。

2. マレーシア

(1) 特定分野(商社、卸売、電力、水ビジネス、自動車)において、外資比率制限、ライセンス要求、地場企業との合併要求等がある。外資比率制限、ライセンス要求、地場産業との合併要求を撤廃すべき。

(2) プミプトラ政策(マレー人優遇政策)の採用により、外国企業に対し、マレー人採用、マレー資本の導入が義務付けられる。マレー資本の導入が求められないようにすべき。

(3) 15年間認められる再投資控除の投資インセンティブが終わると、殆どの投資インセンティブがなくなる。再投資控除の期間延長を認めて欲しい。

(4) 2013年1月より最低賃金法が施行された。最低賃金法は、外国人労働者にも適用され、外国人労働者を抱える多くの企業の負担となっている。政府は、企業からの要請をうけて、外国人労働者のLevi(外国人労働者雇用者負担金)の支払いを外国人労働者に課すかどうかを議論している。外国人労働者が負担すべきとなった場合、サボタージュ等のリスクがある。法令・規制の設置時、変更時の適切な運用を要望する。

(5) マレーシア政府の外国人労働者採用凍結方針発表により、柔軟な従業員の確保について大きな影響を与える恐れがある事例があった。当地の家電事業にとり外国人労働者は単純労働の担い手及び雇用の調整弁である。当時は閑散期であり問題は顕在化しなかったが、繁忙期に外国人労働者の新規採用が不可となれば需要に即応した生産体制が整わず、機会損失を発生させるとともに収益を損ねる可能性があった。企業としてもある程度の余剰人員を抱え繁忙期

に

備える等の対応策を検討したが、それだけでは十分な人材を確保出来ない事は明らかであった。そこで駐マレーシア日本大使を始めマレーシア日本商工会議所等から副首相他に対し外国人労働者採用凍結解除の申し入れを行う等官民一

体

となった交渉の結果、マレーシア政府より「電機・電子等の各産業で外国人労働者雇用凍結を解除」と発表された。規制の透明性向上による予見可能な事業環境の整備を要望する。

(6) 2012年4月10日の合法化締め切りに伴い、外労の新規雇用の凍結が解除されるも、引続き新規外国人労働者の承認に時間がかかることや、十分な人数の認可が下りない事例が多発。外国人労働者規制の緩和、雇用の柔軟性確保を要望する。

(7) 定年の延長については、段階的導入と定年延長ではなく再雇用制度構築が求められる。雇用の柔軟性確保を要望する。

(8) 2012年～2013年に掛けて実施済み、もしくは実施中の発電事業権入札(ガス火力、石炭火力)において、外国資本の出資比率は49%が上限となっている。発電事業における外国資本による100%出資等の規制緩和を望む。

提出意見⑫続き

該当する交渉分野

投資（2/2）

意見

3. ベトナム

- (1) ベトナムにはじめて投資をする場合は、投資証明書を取得するために、投資プロジェクトを有し、投資の登録を行う事が必要になっている。そのためベトナムに大規模に投資しようとしている企業でも、現地企業の株を取得しなければならなくなり、ベトナムに製造拠点を設立したい大企業の不利益になってくる。最初にベトナムに投資するときは、プロジェクトが必要との要件を削除願いたい。
- (2) ベトナムで外国人を雇用する場合には、同等の条件でまずベトナム人の求人を1つ以上の地方および全国紙で少なくとも30日以上行わなければならない。（これはベトナムの人材紹介会社を通じての採用であったり、外国の政府機関等を通じてベトナムで国際的な学校で働いている外国人には不要である。）外国の業者がプロジェクトを遂行するために、外国人がベトナムに入国する場合、ベトナム人にその能力があるならば、ベトナム人を優先して雇用しなければならない。また労働許可証を延長する場合には、現地スタッフがその外国人労働者の仕事を将来的に行うことができるための訓練契約を提出しなければならない。外国人の雇用およびその延長に関する煩雑な手続きの緩和を要望する。（特に日本人が現地で働く場合の規制緩和）また、現地で外国人を雇用する場合には、少なくとも採用の30日前にベトナム人労働者の求人を新聞、メディアで実施しなければならないが、社内のグループ間の異動等で、管理者が来る場合は、不必要なコストとなっている。外国人の労働法に準じた扱いにすべき。

4. ペルー

- (1) 2010年、ペルー（リマ市）において、リマ市傘下の道路開発機関から、当社製造子会社所有地に隣接する主要幹線道路の高架道路化に際して、当社所有地の一部を無償譲渡するよう要請を受けた。当該機関が当該要請の根拠として主張する政令は未公示のものであり、法的根拠に乏しい。当社としては、市政府側の要請を全て受け入れれば、工場のレイアウト変更も必要となり、当社の生産活動に多大な影響が出ることから、当該要請を拒否しつつも、市政府との関係を考慮して、限定的な譲渡が可能かどうか交渉せざるをえなかった。近隣の一般の商業施設も同様に所有地を無償譲渡させられており、正当な補償が得られる見込みはない。本件については、在ペルー日本大使館にも相談した結果、投資協定に基づく解決も提案されたが、市政府との関係上、外交ルートでの解決は行わなかった。正当に保有する私有財産に関する保護を十分に行ってほしい。

5. シンガポール

- (1) 労働・商用関係者の移動：シンガポール政府は特に外国人の「専門家」の入国を優遇しているが、外国人労働者の入国については厳格化している。シンガポールにおける生産拠点は熟練労働者の確保が困難になりつつある。中国やマレーシアのみではなく、ミャンマーやインドからの製造業従事者も認めるべきである。夫々の企業の雇用環境をベースに外国人労働者のレビーを削減すべきである。
- (2) 製造分野における外国人労働者は中国、香港、マカオ、台湾、韓国、マレーシアに限定されているが、これらの国からの労働者のコストは現地の労働者より高い。更には、タイ、インド、ミャンマー、フィリピン、インドネシア、バングラデシュ等からの製造業労働者の受け入れを認めて欲しい

提出意見⑬

該当する交渉分野

環境

意見

1. ベトナム

- (1) ベトナム政府によって、現在、廃棄された家電等の回収と取扱いに関する規制の草案が長く検討されている。その草案によると、全ての廃棄される電気製品を、最終消費者および世帯から、輸入者および製造者が回収しなければならない。政府は製品毎に最小回収率を要求する可能性がある。一方で、ベトナムには非公式に廃棄家電を回収する消費者の慣習があり、製造者や輸入者が最小回収率を達成することは非常に困難である。(この問題については、政府と具体的な実施細則に向けた議論が行われている。)現状に即した環境法令の施行を要望する。
- (2) ベトナム版RoHS(52/2011-QD-TTG 2012年12月1日導入予定)、省エネ規制(30/2011/TT-BCT 2013年1月1日導入予定)、廃棄商品の回収・処理(ドラフト段階 2014年1月1日導入予定)が発表されているが、具体的内容が不明瞭。新規制ルールの明確化を要望する。

提出意見⑭

該当する交渉分野

制度的事項

意見

1. ベトナム

- (1) ベトナムにおいて、現在、直販ライセンスや、新規拠点設立申請は政府を通じて行っているが、承認・稟議を受ける機関が多く、当該期間が長期化しており、販売機会の損失を招いている。当局の対応方針が不透明な場合が多く、理不尽な対応が散見される。諸手続きの簡易化、迅速化を要望する。

2. 全TPP参加国

- (1) プラント輸出／土木建築・建設関係で、建設許認可の方法が公開されておらず、期間と費用が分からないまま建設スタートするケースが多い。また、許認可を申請できる資格(日本では一級建築士)が各国独自のもので、実質的に建設許認可を得るには当該国の会社でなければ不可能な状態。APECエンジニアの相互認証は殆ど進んでいない。海外当該国の資格を得るには国籍、居住条件等の制限が多くて取得できない状況。
- ・資格の相互認証を進めることを要望
 - ・建設許認可の手順・方法と、審査のガイドラインを公開することを要望

提出意見⑮

該当する交渉分野

分野横断的事項

意見

1. ペルー

(1) 税当局の行政手続に時間がかかるケースが散見される。税務調査の頻度、対象年度を明示する等一層の制度・運用面での透明性を求める。Detraccionと呼称される差引納税制度は、事業会社における事務作業の増加、煩雑化を招いている。行政サービスの迅速化を要望する。

2. メキシコ

(1) 従来、外国居住企業(在米国)による国内企業への販売で、国内での商品引渡しに係るものは、VAT課税対象と見做されていなかった。しかし、昨年の関税規則変更により、上記の販売で、IMMEX認定企業(米国企業の支店)から国内企業への引渡し(確定輸入)によるものについて、VAT課税対象とすることとされた。このため、国内企業が、被課税企業である米国企業に代わって源泉徴収により納税義務を果たしている。このような付加価値税に係る業務は膨大な事務負担となっている他、過払い分の税の還付については遅延が甚だしいため、財務上も大きな

な

負担となっている。納税事務の簡素化、付加価値税還付の迅速化を要望する。

(2) 消費電力量のラベル表示規制が昨年9月から導入されたが、消費電力量の測定規格が指定されておらず、表示数値に統一されたペースがない。また、これとは別に、各メーカーがカタログ等で消費電力量を示して省エネ性能を訴求しているが、測定規格の適用がまちまちであるため、前記と同様にペースが確保されていない。このため、省エネ性能に関する消費者への適正な情報提供や、公正な競争が阻害されている。

- ・製品カテゴリーが186品目に渡り、省エネ規制として無意味な品目が大多数である。

- ・各製品に対する試験方法、一日当たりの使用モードが公表されておらず、ラベルに表示するエネルギー消費量の数値が製造者毎に異なることになる。顧客の製品購入の際に、数値比較ができないため混乱する。連邦政府国家エネルギー利用効率化委員会が中心となって、各メーカーが表示する消費電力量の測定規格をカテゴリー別に指定し、その適用に強制力を持たせてもらいたい。

- ・対象品目を大幅に絞り込む。

- ・試験方法、消費電力量の算出方法については、欧米の規則と整合させる。

提出意見⑯

該当する交渉分野

労働

意見

1. ペルー

(1) 労働者への利益分配金負担(率)が高きく、企業負担を増大させている。給与引下げ不可、解雇原則不可、定年制の設定不可等が、企業の雇用促進の妨げとなっている。改善頂きたい。

提出意見⑰

該当する交渉分野

商用関係者の移動

意見

1. ペルー

(1) 進出企業の環境改善を図るべく、外国人居住者の入出国時の会社保証状(納税額を都度記載)の提出撤廃等、手続きの簡素化を求める。